

## 公園内行為許可申請書

令和 年 月 日

(宛先) 指定管理者

株式会社ワールドインテック パークマネジメント事業本部

さいたま市都市公園

団体名

住所

申請者 氏名

電話番号

〔法人又は団体にあつては、事務所の所在地名称及び代表者の氏名〕

次のとおり公園内における行為の許可を受けたいので申請します。

行為の目的	競技会、展示会、博覧会、祭礼その他これらに類する催しを行うため都市公園の全部又は一部を独占して利用する行為	
行為の期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( ) まで	日間
行為の場所又は利用する公園施設		
行為の内容		
さいたま市都市公園条例施行規則第3条に定める事項	1. 開催時間 【 時 分 ~ 時 分】 2. 料金・会費 【 円】 *参加者等から料金・会費等を徴収する場合 3. 参加予定人員【 名】 4. 使用する主な物品及び機械【 】 5. 利用面積 【 m× m× 区画= m <sup>2</sup> 】 ※詳細のわかる企画書、資料等を別途提出ください。	
現場責任者	氏名 当日連絡の取れる電話番号 ( ) 住所	

## 利用料金等減額(免除)申請書

次のとおり利用料金の減額(免除)を受けたいので申請します。

減免(免除)受けようとする理由	・申請者区分(裏面参照)が <b>ア・イ</b> で行為の目的が非営利なため ・上記以外の理由による ( )
減免(免除)受けようとする金額	・利用料金の100% ・上記以外 ( %、 円)

申請に当たっては、次の内容をご確認の上、□にレを記入してください。

 使用に当たっては、さいたま市公園条例の法令および公園管理者の指示を遵守し、節度ある公園の使用を約束します。 秩序または風俗を乱す行為や公園等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。 さいたま市暴力団排除条例に基づき、本公園等の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、取り消されても異議のないことを誓約します。

注意

- さいたま市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため(許可後においても)必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 団体申請の場合は役員名簿等の提出を求めることがあります。
- その他指定管理者が必要と認めた書類を求めることがあります。

所長	係
決裁日	月 日

## 申請者の区分

- ア 各種行政機関等
  - a) 国、県、市
  - b) 学校教育法に規定する団体
  - c) 私立学校法に規定する学校法人
  - d) 国、県、市が設置する社会福祉法並びに児童福祉法に規定する団体
  - e) 実質的に行政機関が事務局を担う実行委員会等
  - f) 市の出資法人
- イ 公共的団体等
  - a) 地方自治法 157 条及び行政実例で例示されている団体（農業協同組合、商工会等）
  - b) アダプト制度活用団体（さいたま市、及び指定管理者によるものに限る）
  - c) 自治会及び自治会に關係する自主防災組織、子供会、婦人会、老人会等
  - d) 国、県、市以外が設置する社会福祉法に規定する団体
  - e) さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例に定める者
  - f) 市内のNPO等の非営利団体、ボーイスカウト、ガールスカウト
  - g) 市体育協会、文化協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団等
  - h) 指定管理者
- ウ その他の申請者
  - ア、イで例示したものの以外の団体または個人

## 行為許可申請による使用料金の減免率

申請者区分	減免率
ア 各種行政機関等	100%
イ 公共的団体等	100%
ウ その他の申請者	0%

## 行為許可に係る利用料金表

行為の種類	単位	利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	利用面積 1 平方メートルにつき 1 日	50 円
業として行う写真撮影	撮影機 1 台につき 1 日	100 円
臨時に会費を徴して行う写真コンテスト等の撮影会	1 件につき 1 日	1,100 円
業として行う映画又はテレビジョンの撮影	撮影機 1 台につき 1 時間	3,300 円
興行	利用面積 1 平方メートルにつき 1 日	10 円
競技会等	利用面積 1 平方メートルにつき 1 日	5 円
一時的な広告の表示	表示面積 1 平方メートルにつき 1 日 (大型映像装置により表示する場合を除く。)	3,300 円
	大型映像装置による表示 1 日につき	132,000 円

### 備考

1. 利用者が入場料等を徴収する場合の公園施設の利用料金は、総収入額の100分の5.5に相当する額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、総収入額の100分の5.5に相当する額が、18,000円に満たないときは、18,000円とする。

【個人情報の取扱いについて】ワールドインテック「個人情報保護方針」に従い適正な管理を行い、個人情報の保護に努めます。取得した個人情報は、公園内行為許可に関わる業務のため利用します。

【個人情報問合せ先】株式会社ワールドインテック パークマネジメント事業本部  
管理部 愛媛県西条市大町1705番地1 TEL: (0897)56-0010